佐賀市の皆様へ

（R7.4～配布）

相談支援・妊婦支援給付金のご案内

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう「相談支援」を実施するとともに、妊婦に対して「妊婦支援給付金」を支給します。

■相談支援について

妊産婦や子育て家庭の不安を解消するために、保健師や助産師による面談を行い、出産・育児等の見通しを一緒に確認し、必要な支援につなげます。

面談は、妊娠期から子育て期までの間に3回行います。

■給付金について

妊婦に対して、妊婦の産前産後期間における身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のため「妊婦支援給付金」を支給します。

	妊婦支援給付金　1回目 （旧：出産応援給付金）	妊婦支援給付金　2回目 （旧：子育て応援給付金）
給付金額	妊婦1人あたり5万円	胎児1人あたり5万円
対象者	妊娠届出を行った妊婦　※妊娠届出前の方でも医療機関で心拍確認後流産または死産となった方は対象です。	
申請書配布時期	妊娠届出時	生後1～2か月の助産師訪問時

※流産・死産等の場合は、その日以降に申請書を配布いたします。こども健康課へお問い合わせください。

■相談支援・妊婦支援給付金の流れ

妊娠届出時

□面談（1回目）
□妊婦給付認定兼妊婦支援給付金1回目申請
　□申請書兼請求書

妊娠8か月頃

□アンケート・面談希望調査（妊娠7か月頃）
□面談（2回目：希望者のみ）

生後1～3か月頃

□助産師訪問・面談（3回目）、給付金の申請書類のお渡し
□胎児の数の届出書兼妊婦支援給付金2回目（5万円）の申請
□下記①・②を返信用封筒に同封しポストへ投函
①申請書兼請求書
②口座のわかるもの（通帳等）の写し（口座変更時のみ）

＊申請書は受領後、10日程度を目途にご提出ください。
＊給付金の振込について申請書類の受理・内容審査後、振込みまで1ヶ月～2ヶ月程度かかる見込みです。
＊妊婦給付認定された方（妊婦支援給付金1回目の支給を受けた方）が、2回目の給付金の申請を提出前に佐賀市外に転出した場合は、佐賀市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金2回目の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

お問い合わせ

〇相談支援に関すること　　こども健康課　こども保健係　TEL:0952-40-7282
〇妊婦支援給付金に関すること　　こども健康課　保健企画係　TEL:0952-40-7241
FAX:0952-40-7268